

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 丸 山 敦 裕

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和4年9月30日付け富子第1400号で諮問のありました「死亡患者の診療報酬明細書等の提供における個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 診療報酬明細書等（診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び（老人）訪問看護療養費明細書に限る。以下同じ。）の本人への提供は、府民に安心して適切な医療を提供していくために医療における情報公開の推進、透明性の確保等を図ることに資するものであって、このことは、生活保護法における被保護者に関しても該当するものである。  
また、診療報酬明細書等は、遺族にとっては、死亡患者の診療経過、死亡原因などを知るための重要な情報といえることから、被保護者であった死亡患者に係る診療報酬明細書等の遺族への提供についても、相当な理由があるといえる場合は、許容される。
- 2 死亡患者の診療報酬明細書等の提供を受けることができる申出者は、次の各号のすべてに該当する者とする事。
  - (1) 当該死亡患者の配偶者、子、父母、法定相続人（これらの者に法定代理人がいる場合は法定代理人を含む。）及びこれに準ずる者
  - (2) 不当な目的で当該提供申出を行った者であると認められる場合でないこと。
- 3 申出者に提供する情報は、当該死亡患者に係る診療報酬明細書等のうち、次のものを除く情報とすること。
  - (1) 当該死亡患者が生前申出者に知られることを欲しない旨の明確な意思表示をしていた情報及び当該死亡患者が生きているとした場合、当該死亡患者が申出者に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報

(申出者が知っていると明らかに認められるものを除く。)

(2) 提供することにより、申出者又は第三者である個人の権利利益を害するおそれがある情報

- 4 実施機関は、必要に応じて、指定医療機関又はその他の医療機関に対して、死亡患者の診療報酬明細書等を申出者に提供することにより死亡患者の生前の意思に反しないか又は名誉等を害するおそれがないかについて、意見を求め、回答を得ること。
- 5 診療報酬明細書等に医師等の第三者の個人情報が含まれている場合は、当該第三者の同意を得て当該情報を申出者に提供することとし、同意が得られない場合は、当該情報の提供は原則できないものとする。
- 6 遺族に対して診療報酬明細書等を提供する手続については、厚生労働省が発出した通知における「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領例」を参考に実施機関において定められたい。

(答申に関与した委員の氏名)

丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保